

小矢部市本庁舎整備事業基本計画策定及び基本設計業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

小矢部市本庁舎は、昭和 39 年に建築された新耐震基準（建築基準法施行令昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前の建築物であり、大規模災害時において、災害対応拠点となるべき庁舎が機能不全に陥ってしまう可能性があることから、本庁舎の整備が課題となっています。

こうした中、令和 5 年度に本庁舎整備の基本構想の再検討を行い、「魅力・安心・充実しあわせおやべ」を基本理念に、まちづくりの拠点として、災害時における災害拠点施設として、庁舎の整備後のあり方を示したところであります。

本プロポーザルは、このような経緯、基本理念や本市の地域特性など十分に理解するとともに、豊かな創造性と高い技術力、豊富な経験を有する優れた設計を選定することが重要であり、事業工程の短縮を図るため、基本計画の策定と基本設計を一連の業務として実施するものであります。

2 業務の概要

(1) 業務名

小矢部市本庁舎整備事業基本計画策定及び基本設計業務

(2) 業務内容

小矢部市本庁舎の整備に係る基本計画策定及び基本設計

※詳細は「小矢部市本庁舎整備事業基本計画策定及び基本設計業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和 7 年 5 月 30 日（金）まで

ただし、基本計画策定については、令和 6 年 10 月 31 日（木）までとする。

(4) 委託金額の上限（2 か年総額）

45,170 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】

・令和 6 年度：13,551 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

・令和 7 年度：31,619 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 選定方式

公募型プロポーザル

3 事業計画の概要

(1) 整備予定地

現在地（所在地：小矢部市本町 1 番 1 号）

- (2) 敷地面積
概ね 9,000 m² (内訳：庁舎敷地 概ね 7,100 m²、庁用車駐車場 概ね 290 m²、第1職員駐車場 概ね 990 m²、第2職員駐車場 概ね 620 m²)
- (3) 用途地域等
近隣商業地域、建ぺい率 80%、容積率 300%
- (4) 整備方針
別紙「小矢部市本庁舎耐震対策基本構想【改訂版】」による
- (5) 延床面積
概ね 6,200 m²
- (6) 担当部署
小矢部市総務部財政課
住 所 〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号
電 話 (0766) 53-5836 (直通)
F A X (0766) 68-2171
e-mail : zaisei@city.oyabe.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、6(1)の参加表明書の提出日において、次に掲げる条件を全て満たす事務所2者で構成される設計共同体とする。

<p>共通 (代表構成 員・構成 員)</p>	<p>① 代表構成員または構成員のうち、1者以上が市内に事業所を有する者であること。</p> <p>② 小矢部市における令和5・6年度建築コンサルタント競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。</p> <p>③ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。</p> <p>④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。</p> <p>⑥ 本公告日から契約締結までの間において、小矢部市建設工事等指名停止要領第3条第1項の規定に基づき指名停止されていない者であること。</p> <p>⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと。</p> <p>⑧ 小矢部市暴力団排除条例(平成24年小矢部市条例第1号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。</p>
-------------------------------------	--

	⑨ 参加する事務所は、本プロポーザルに参加する他の設計共同体の構成員でないこと。
代表構成員	① 平成 26 年 4 月 1 日以降に単独企業又は共同企業体の代表構成員として、令和 6 年度国土交通省告示第 8 号別添二の建築物類型のうち、第四号第 2 類に分類される施設で、延床面積 5,000 m ² 以上の施設で国又は地方公共団体の庁舎新築工事（議会機能を持ち、行政事務室及び住民窓口を主としたもの）に係る建築設計業務（基本設計又は実施設計業務）を元請けで受託し、本公告日において当該設計業務が完了している実績のある者であること。（本社又は営業所の実績含む。）
構成員	① 平成 26 年 4 月 1 日以降に単独企業又は共同企業体の代表構成員として、公共施設の新築又は改築（増築の場合は増築の部分に限る。）に係る基本設計又は実施設計業務の実績を有すること。
出資比率	比率 20%以上

5 業務実施上の参加条件

本業務の実施に当たって、次の各号のいずれも満たさなければならない。

(1) 配置予定技術者の条件等

管理技術者と分担業務分野の主任技術者は、本公告日において参加希望者と 3 か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があり、次に掲げる資格及び実績を有する技術者を配置すること。また、各主任技術者は兼ねることができるが、管理技術者は主任技術者を兼ねることはできない。

① 管理技術者

一級建築士の資格を有し、平成 26 年 4 月 1 日以降に延床面積 5,000 m²以上の公共施設の新築又は改築（増築の場合は増築の部分に限る。）に係る基本設計又は実施設計業務を管理技術者又は主たる分担業務分野の主任技術者として携わった実績を有する管理技術者を配置すること。

② 建築（総合）主任技術者

一級建築士の資格を有し、平成 26 年 4 月 1 日以降に延床面積 5,000 m²以上の公共施設、民間事務所の新築又は改築（増築の場合は増築の部分に限る。）に係る基本設計又は実施設計業務に携わった実績を有する建築（総合）主任技術者を配置すること。

③ 建築（構造）担当主任技術者

構造設計一級建築士の資格を有し、平成 26 年 4 月 1 日以降に公共施設、民間事務所の新築又は改築（増築の場合は増築の部分に限る。）に係る基本設計又は実施設計業務に携わった実績を有する建築（構造）担当主任技術者を配置すること。

④ 電気設備担当主任技術者

設備設計一級建築士又は一級建築士の資格を有し、平成26年4月1日以降に公共施設、民間事務所の新築又は改築（増築の場合は増築の部分に限る。）に係る基本設計又は実施設計業務に携わった実績を有する電気設備担当主任技術者を配置すること。

⑤ 機械設備担当主任技術者

設備設計一級建築士又は一級建築士の資格を有し、平成26年4月1日以降に公共施設、民間事務所の新築又は改築（増築の場合は増築の部分に限る。）に係る基本設計又は実施設計業務に携わった実績を有する機械設備担当主任技術者を配置すること。

⑥ 本プロポーザルの提出書類に記載した配置予定技術者は、小矢部市が合理的な理由があると認めた場合を除き、変更することはできない。

※1 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者をいう。

※2 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は次表のとおりで、「主たる分担業務分野」とは建築（総合）とする。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	令和6年国土交通省告示第8号別添1 第1項第1号ロ(1)表中(1)総合
建築（構造）	同表中(2)構造
電気設備	同表中(3)設備(i)
機械設備	同表中(3)設備(ii)(iii)(iv)

※4 「公共施設」とは、令和6年度国土交通省告示第8号別添二の建築物類型のうち、第四号第2類に分類される施設で、国又は地方公共団体の所有する施設とする。

※5 「民間事務所」とは、令和6年度国土交通省告示第8号別添二の建築物類型のうち、第四号に分類される施設で、民間が所有する施設とする。

(2) その他業務上の条件

① 主たる分担業務分野は再委託しないこと。

② 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計事務所等が国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

6 参加表明書及び企画提案書の提出方法等

実施要領等の公表日

令和6年6月6日（木）

小矢部市ホームページから入手すること。

(1) 参加表明書の提出

ア. 提出期限 令和6年6月20日(木)17時00分(必着)

イ. 提出先 3(6)の担当部署

ウ. 提出書類 参加表明書(様式第1) 1部

同種・類似業務実績調書(様式第2) 10部

実施体制調書(様式第3) 10部

管理技術者の経歴調書(様式第4) 10部

各主任担当技術者の経歴調書(様式第5) 10部

各調書に係る証明資料 各10部

- ・一級建築士事務所の登録通知書の写し
- ・業務実績を証明する書類の写し
- ・各技術者の業務実績を証明する書類の写し
- ・各技術者の資格免許証の写し
- ・雇用を証明する資料(労働者名簿又は雇用保険)の写し

ZEBプランナー登録書の写し(該当がある場合) 1部

設計共同体協定書 1部

※提出書類については、特に指定のない場合はA4判(縦向き・片面)の用紙を使用し、横書き左綴じとする。なお、ファイル等には綴じ込まないこと。

エ. 提出方法 持参(開庁日の9時~17時)又は郵送(郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するよう発送すること。)

(2) 企画提案書の提出

① 8(1)により企画提案書の提出を要請された者は、次の書類を提出する者とする。

ア. 提出期限 令和6年7月10日(水)17時00分(必着)

イ. 提出先 3(6)の担当部署

ウ. 提出書類 企画提案書(様式第6、1部・6-1~6-3、各10部)

参考見積書(任意様式) 1部(内訳書を添付すること)

エ. 提出方法 持参(開庁日の9時~17時)又は郵送(郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するよう発送すること。)

オ. その他 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

② 企画提案書の内容

ア. 「業務の取組姿勢及び実施体制」(様式6-1)

本業務に対する取組姿勢及び実施体制について、業務内容をどのように認識し、どのように取り組むのか、またその実施体制について提案すること。

イ. 「小矢部市の安全を守る災害時対策拠点施設」(様式6-1)

様々な災害に対応可能な安心・安全な庁舎の考え方について提案すること。

- ウ. 「小矢部市の行政サービスの拠点施設」(様式 6-2)
市民が親しみを感じ、使いやすい庁舎の考え方について提案すること。
- エ. 「小矢部市のまちづくりの拠点施設」(様式 6-2)
「人と人」「人とまち」「まちとまち」がつながる庁舎の考え方について提案すること。
- オ. 「執務環境に優れた行政運営の拠点施設」(様式 6-3)
経済的かつ機能的で効率よく対応可能な執務空間が整備された庁舎の考え方について提案すること。
- カ. 「早期供用開始に向けたスケジュールと施設のコスト低減」(様式 6-3)
工期短縮やコスト削減に資する庁舎整備の進め方について提案すること。
- キ. その他
様式第 6-1~6-3 は A3 判各 1 枚とする。
また、提出書類の視覚的表現については、文書を補完するためのイラスト、スケッチ、イメージ図は使用できるが、設計内容が具体的に表現された設計図書、模型、模型写真などの使用は不可とし、文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。
なお、様式第 6-1~6-3 については、企業名等を入れない、どの企業かが容易に判断できる表現はしないこととする。

(3) 質問書の提出

- ① 参加表明書等に関する質疑の受付
 - ア. 提出期限 令和 6 年 6 月 11 日(火) 17 時 00 分(必着)
 - イ. 提出先 3(6)の担当部局に同じ
 - ウ. 提出書類 質問書(様式第 7) 1 部
 - エ. 提出方法 メール、FAX、持参若しくは郵送
(なお、持参以外の場合は、到着確認を行うこと。)
 - オ. 質疑回答 令和 6 年 6 月 13 日(木) 17 時 00 分までにホームページ上において、「質疑と回答」を掲載する。
なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。
- ② 企画提案書等に関する質疑の受付
 - ア. 提出期間 令和 6 年 6 月 24 日(月)~令和 6 年 6 月 27 日(木) 17 時 00 分(必着)
 - イ. 提出先 3(6)の担当部署
 - ウ. 提出書類 質問書(様式第 7) 1 部
 - エ. 提出方法 メール、FAX、持参若しくは郵送
(なお、持参以外の場合は、到着確認を行うこと。)
 - オ. 質疑回答 令和 6 年 7 月 1 日(月) 17 時 00 分までにホームページ上において、

「質疑と回答」を掲載する。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

7 受託者の選定

本業務の選考は、次の方法により実施する。

4の参加資格要件を満たす者に対し、第一次審査を行い、第一次審査選定者に対し企画提案書の提出を求め、プロポーザル選定委員会により第二次審査を行う。なお、評価基準は11に定めるとおりとし、各選定委員の評価点を合計し、最も高い提案をした者を最優秀提案者、次点者を優秀提案者として受託候補者に特定する。ただし、得点が1位、2位の場合でも、仕様書に合わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、最優秀提案者、優秀提案者として選定しないことがある。

8 審査方法

(1) 第一次審査(書類審査)

提出された参加表明書(様式第2～5)について審査する。

- ① 実施日 令和6年6月21日(金)
- ② 第一次審査選定者 3者以内
- ③ 審査結果通知書 令和6年6月24日(月)に発送

(2) 第二次審査

- ① 実施日 令和6年7月16日(火)
- ② 実施会場 小矢部市役所本庁舎2階 特別会議室(小矢部市本町1番1号)
- ③ 対象者 第一次審査選定者
- ④ 実施方法 プレゼンテーション、ヒアリングによる最終審査
- ⑤ 実施内容 企画提案書による説明を実施し、その後審査員が質疑を行う。時間は1者35分程度(説明20分/質疑15分)
- ⑥ 出席者等 説明者は当設計を担当する管理技術者とし、出席者は管理技術者を含めて4人以内とする。プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とする。ただし、スクリーンとプロジェクターは市が用意し、接続するパソコンは企画提案者が持参すること。なお、パソコン設置準備時間はプレゼンテーションの時間から除く。
- ⑦ 結果通知 令和6年7月17日(水)
提出された企画提案書が特定された者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ⑧ その他 日時等詳細については、別途通知する。

9 提出書類一覧

提出書類	提出部数
参加表明書（様式第1）	1部
同種・類似業務実績調書（様式第2）	10部
実施体制調書（様式第3）	10部
管理技術者の経歴調書（様式第4）	10部
各主任担当技術者の経歴調書（様式第5）	10部
各調書に係る証明資料	10部
ZEBプランナー登録書の写し（該当がある場合）	1部
設計共同体協定書	1部
企画提案書（様式第6、6-1～6-3）	各10部（様式第6は1部）
参考見積書（任意様式）	1部
質問書（様式第7）	1部

※なお、各書類の作成にあたっては、別添資料の「小矢部市本庁舎整備事業基本計画策定及び基本設計業務 提出書類作成要領」を参照すること。

10 スケジュール

		内容	日時等
第一次審査	参加表明書等	実施要領等の公表	令和6年6月6日（木）
		参加表明書等に関する質疑の受付期間 （第1回質疑の受付）	令和6年6月6日（木） ～6月11日（火）
		質疑への回答期限	令和6年6月13日（木）
		参加表明書等の提出期限	令和6年6月20日（木）
		第一次審査	令和6年6月21日（金）
		結果の通知	令和6年6月24日（月）
第二次審査	企画提案書等	企画提案書等に関する質疑の受付期間 （第2回質疑の受付）	令和6年6月24日（月） ～6月27日（木）
		質疑への回答期限	令和6年7月1日（月）
		企画提案書等の提出期限	令和6年7月10日（水）
		第二次審査（プレゼンテーション）	令和6年7月16日（火）
		結果の公表及び通知	令和6年7月17日（水）
契約締結			令和6年7月18日（木）

11 評価基準

評価基準は次のとおりとする。

① 第一次審査

評価項目		評価の着目点				評価点
		判断基準				
第一次審査	(1) 企業の評価	技術職員数	本業務に従事する技術職員数を評価する			29点
		有資格者数	本業務に従事する有資格者数を評価する			
		同種－類似業務の実績	実績の種類－件数について評価する			
		その他	ZEB プランナーの登録を受けている場合は加点する			
	(2) 配置技術者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格（設備設計一級建築士又は一級建築士）により評価する	主任技術者	電気設備 機械設備	8点
	(3) 配置技術者の技術力	同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場）	次の順で評価する ①同種業務の実績がある②類似業務の実績がある（上記①、②に加え携わった立場や兼務の状況も評価する）	主任技術者	管理技術者 建築（総合） 構造 電気設備 機械設備	63点
計					100点	

② 第二次審査

業務実施方針については、概ね前述のような内容の提案を求め、提案者の積極性や計画の妥当性等を評価する。

評価項目		評価の着眼点		評価点	
		判断基準 (下線部は審査において特に重点とする項目を示す)			合計
第二次審査	業務実務方針及び手法(評価にあたっては企画提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う)	業務の取組姿勢及び実施体制 様式第 6-1	① 業務内容の理解度が高く、取組姿勢に積極性が見られる場合に優位に評価する。また、業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	15 点	100 点
		小矢部市の安全を守る災害時対策拠点施設 様式第 6-1	① 災害に強い建物構造であること ② <u>災害時の業務継続を可能にする機能、設備を備えた庁舎であること</u> ③ 的確性、独創性、実現性のある提案となっていること	15 点	
		小矢部市の行政サービスの拠点施設 様式第 6-2	① <u>市民が親しみや温もりを感じられる、誰にもやさしい庁舎であること</u> ② <u>誰もがわかりやすく、利用しやすい窓口機能を有すること</u> ③ 利便性の高いアクセスが可能なこと ④ 的確性、独創性、実現性のある提案となっていること	15 点	
		小矢部市のまちづくりの拠点施設 様式第 6-2	① <u>人と人がつながり、集える機能を有すること</u> ② <u>地域資源を活かし、まちの価値を高める機能を有すること</u> ③ 小矢部市の歴史を継承し、これからも市民の暮らしに溶け込み、愛され続ける機能を有すること ④ 的確性、独創性、実現性のある提案となっていること	15 点	
		執務環境に優れた行政運営の拠点	① 適正な執務スペース、収納スペース、会議スペースが確保されていること	15 点	

	施設 様式第 6-3	② <u>多様な働き方や自治体DXに対応可能なこと</u> ③ セキュリティ機能を備え、外部からの侵入防止に配慮した安心な執務空間であること ④ <u>ZEB Ready の実現が可能なこと</u> ⑤ 的確性、独創性、実現性のある提案となっていること		
	早期供用開始に向けたスケジュールと施設のコスト低減 様式第 6-3	① <u>令和10年度当初までの供用開始を実現するための業務スケジュールが、具体的に示されていること</u> ② <u>本庁舎のイニシャルコスト及びランニングコストの低減に資する具体的な提案をしていること</u> ③ 的確性、独創性、実現性のある提案となっていること	15 点	
	委託料の見積額	提出された委託料の見積額を評価する。	10 点	

12 プロポーザル審査委員会

本プロポーザルの特定等に関する審議は、次に示す委員会で行う予定である。

小矢部市本庁舎整備事業基本計画策定及び基本設計業務受託候補者選定委員会

<委員構成>

学識経験者 3名

市職員 3名

13 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。
- (5) この要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者と直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- (6) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (7) 提出された委託料の見積額が、2(4)委託金額の上限を超える場合。

14 契約について

(1) 契約の締結は、選定された最優秀提案者と市との間で、提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法によることを原則とする。また契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容をもって、契約するとは限らないことに留意すること。

最優秀提案者との協議が不調となった場合には、次点者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。

(2) 支払方法

ア 前金払 契約締結後、契約金額の3割以内を前払金として請求することができる。

イ 完成払 完成検査及び成果品引き渡しを完了した後に支払うものとする。

15 留意事項

(1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。

(5) 提出書類は参加表明者及び企画提案者に無断で審査目的以外に使用しない。

(6) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。

(7) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。

(8) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について小矢部市情報公開条例（平成12年小矢部市条例第30号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

(9) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て企画提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。

(10) 参加表明提出以後に参加辞退しても、以後における不利益な扱いはしない。

(11) 本業務に関して、企画提案者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の判断を行う。

(12) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本プロポーザルに関わりがなくなった時点で、市から入手した資料及び知り得た情報については、適切に破棄すること。

(13) 本業務を受託したものが誠実に本業務を遂行した場合は、今後予定している新庁舎建設に係る実施設計業務及び工事監理業務について、協議の上随意契約を締結する予定である。それぞれの業務の委託料については、令和6年国土交通省告示第8号「建築

士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」に準拠した方法により算定し、小矢部市一般会計予算に計上される金額の範囲内とする。なお、令和7年度以降の予算及び事業計画の修正等により、業務の委託が不可能となった場合などには、実施設計業務及び工事監理業務の委託を実施しない場合がある。

(14) 市では、建設敷地における測量を別途実施する予定であり、調査完了後に結果を提供することとする。

(15) 本プロポーザルの手続きについては、本実施要領に記載している事項のほか、公告及び業務委託仕様書、提出書類作成要領によるものとする。